

株 主 各 位

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 田 口 義 隆

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使等についてのご案内」（2頁から3頁）をご参照いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
  - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。  
なお、会計監査人、監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.seino.co.jp/seino/shd/koukoku/index.htm>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 平成29年6月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成29年6月27日（火曜日）  
午後5時到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、下記の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <http://www.evote.jp/>

**行使期限** 平成29年6月27日(火曜日)  
午後5時受付分まで

- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ② 議決権の行使期限は、平成29年6月27日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

### 議決権行使の際の注意点

- ① 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ③ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ④ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、セキュリティ対策ソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ⑤ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

## 機関投資家の皆様へ

本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話 0120-173-027  
(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

##### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果により雇用・所得環境の改善がみられ、緩やかな回復基調が継続したものの踊り場から脱するまでには至らず、中国をはじめとする世界経済の減速懸念、英国のEU離脱問題、米国の大統領選挙後の政策動向に対する影響も懸念材料となり、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、貨物輸送量の減少基調に歯止めがかかったものの、外注費の上昇や人件費の増加なども課題となっておりました。

このような状況のもと、当社グループは、最終年度となる中期経営計画「JUMP UP 70」～未来への変革～の達成に向け、各施策を着実に実行するとともに、事業領域の拡大にも取り組むことで確固たる事業基盤の確立に努め、当社の企業価値向上に向けて一丸となって邁進してまいりました。

また、平成29年3月1日付をもって、ユニクラ自工株式会社（本社：名古屋市）を子会社化し関東地区に続きその他の地域でも自動車整備事業を展開することで、新車販売に頼らない整備事業を核とする自動車販売事業の経営体制を整えております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,675億39百万円（前連結会計年度比2.2%増）、営業利益は271億16百万円（前連結会計年度比3.6%増）、経常利益は289億9百万円（前連結会計年度比2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、182億6百万円（前連結会計年度比3.5%減）となりました。

#### 【輸送事業】

当事業におきましては、中期経営計画のもと、輸送ネットワークの安定、ロジスティクス事業の拡大などの主要施策を着実に実施することで収入の拡大と利益の確保に努めてまいりました。

拠点展開では、東海西濃運輸株式会社において中津川営業所（岐阜県中津川市）を開設し、輸送ネットワークの強化を図っております。また、濃飛西濃運輸株式会社において、ロジスティクス事業の拡大・充実を目的に定温保管が可能な各務原物流センター（岐阜県各務原市）を開設しております。

輸送事業グループの中核会社にあたる西濃運輸株式会社では、利益重視の施策である適正運賃・諸料金収受、燃料サーチャージ収受の積極的な交渉を行うとともに、E D I（電子データ交換）によるお客様とのデータ連携によるサービス向上を図りお客様数の増加にも注力してまいりました。また、営業戦力・費用の適正管理、路線便の積載効率アップなどにも取り組み、収入・利益の確保に努めてまいりました。

その他、良循環による安定した定時定配輸送の更なる向上や、社会的責任を果たすための安全推進制度の導入による真のプロドライバー育成に努めることで、お客様の信頼を得てまいりました。

この結果、売上高は4,228億69百万円（前連結会計年度比1.6%増）、営業利益は200億20百万円（前連結会計年度比4.7%増）となりました。

### 【自動車販売事業】

当事業中、乗用車販売におきましては、地域に密着した営業活動に加え、新型車の投入効果を最大限に活かしたキャンペーンの展開などにより、新車販売台数は前年同期実績を大きく上回る結果となりました。

一方、中古車販売は、良質な下取り車不足などにより小売り台数は減少したものの、オークション向けの卸売台数が増加したことから全体では前年同期並みの実績を確保することができました。

また、CS向上を重視した車検と整備入庫に加えタイヤ・オイルなどの販売の促進も図り、サービス収益の確保に努めてまいりました。

トラック販売におきましては、新車販売台数は、カーゴ用トラックの旺盛な需要増加などにより、特に大型車が好調に推移し、前年同期実績を上回りました。中古車販売におきましては良質な車両が不足している影響から苦戦を強いられましたが、車検をはじめとする整備需要の取込みと中古部品販売にも注力いたしました。

拠点展開では、ネッツトヨタ岐阜株式会社による穂積店（岐阜県瑞穂市）の全面改装を行っております。

この結果、売上高は1,002億37百万円（前連結会計年度比6.1%増）、営業利益は50億55百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。

### 【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。燃料販売における販売単価の下落の影響もあり、売上高は277億49百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりましたが、家庭紙の販売が堅調に推移し、営業利益は7億66百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。

### 【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、主に都市開発の影響や狭隘化などの理由で代替措置が図られたトラックターミナル跡地や店舗跡地などを賃貸に供することで経営資源の有効活用に努めております。

売上高は15億42百万円（前連結会計年度比4.8%増）、営業利益は12億78百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

### 【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業、タクシー業および労働者派遣業などを行っております。

売上高は151億40百万円（前連結会計年度比1.7%減）となり、営業利益は7億27百万円（前連結会計年度比34.3%減）に留まりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は166億29百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

(イ) 土地 静岡市葵区 (37,345㎡)

(ロ) 車両 1,593台

## (3) 資金調達状況

当社の連結子会社である関東運輸株式会社は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しているほか、財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社および当社の連結子会社であるトヨタホーム岐阜株式会社は、平成28年4月1日付で、当社を完全親会社とし、トヨタホーム岐阜株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。

また、当社は、平成28年12月1日付で、福島県白河地方の輸送ネットワークの更なる強化を目的に株式会社こぼうんの39.3%の株式を取得いたしました。

その他、当社の自動車販売事業では外的要因による影響を受けやすい新車販売から、新車販売に頼らない整備事業を核とする経営体制を整えておりますが、その一環として、当社の連結子会社である岐阜日野自動車株式会社は、平成29年3月1日付で、ユニクラ自工株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。

## 2. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第93期	平成26年度 第94期	平成27年度 第95期	平成28年度 第96期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	543,407	542,452	555,457	567,539
経 常 利 益 (百万円)	25,324	23,507	28,275	28,909
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	15,490	14,456	18,864	18,206
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	77.85	72.67	94.87	92.09
総 資 産 (百万円)	542,411	548,524	579,564	594,263
純 資 産 (百万円)	346,338	363,314	371,006	381,299

### 3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策効果もあり緩やかな回復基調が続くものと思われませんが、海外諸国の諸問題や金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、先行きに不透明感が残されております。

当社グループの事業の中心を占める輸送業界におきましては、消費関連貨物に明るさが見えてまいりましたが、人件費や外注費の上昇に加え、燃料価格の上昇も見込まれ、引き続き前期同様の経営環境が続くものと予測されます。

このような中、当社グループは、平成29年度を初年度とする新3ヵ年中期経営計画「バリューアップ チャレンジ 2020 ～成長へのテイクオフ～」を策定し、これまで培った「強み」を伸ばし価値の最大化を追求するとともに、変革と挑戦を加速し新たな価値を創造してまいります。

主力の輸送事業では、輸送ネットワークの安定・維持・拡大、モノと情報の連動による保管・流通加工やグローバル3PLによるロジスティクス事業の拡大、日系企業の海外流通サポートなどの国際化への対応を主要施策としています。中核企業の西濃運輸株式会社では、人員戦力を最大限に活かすため、更なるEDIの推進などシステムによる効率化、ATトラックの導入に加え、モーダルシフトの推進やフルトレーラーの導入などにより多様な輸送方法を組み合わせる事で、これからの労働力減少を見据えた働き方改革などを進めてまいります。

また、自動車販売事業では、更なる地域ナンバーワンディーラーとなるべく事業基盤の強化・拡大を図るとともに、関東圏における自動車整備ネットワークの拡充などにも取り組んでまいります。

この中期経営計画を達成するために、なお一層の経営資源の選択と集中に努め、事業の拡大と発展のために鋭意邁進いたす所存であります。

本年スローガン『継承』のとおり、創業から受け継ぎ次世代へ伝えるべき「お客様目線」で行動し、新たな価値を創造していくことで更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



#### 4. 重要な子会社の状況

##### (1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100百万円	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	50.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノー通関株式会社	10	100.00	通関業
トヨタカローラ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
ネットヨタ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
セイノーエンジニアリング株式会社	20	100.00	建築工事請負業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業

##### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,914百万円

(注)当事業年度末日における当社の資産総額は、322,129百万円であります。

#### 5. 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売、紙・紙製品販売および産地直送品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負、タクシー、労働者派遣および印刷などを営むグループ

## 6. 主要な営業所(平成29年3月31日現在)

### (1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の子会社を統括いたしております。

### (2) 子会社

国内では、岐阜県に25社、東京都に11社、群馬県に5社、愛知県および大阪府にそれぞれ3社、北海道および神奈川県にそれぞれ2社、その他13県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、中国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外827カ所に有しております。

## 7. 使用人の状況(平成29年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	26,119 <sup>名</sup>	190 <sup>名</sup> (増)
女 性	1,508	161 (増)
合 計	27,627	351 (増)

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	55 <sup>名</sup>	8 <sup>名</sup> (増)
女 性	6	1 (増)
合 計	61	9 (増)

## 8. 主要な借入先の状況(平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,719 百万円
株式会社三井住友銀行	4,712
株式会社十六銀行	1,700
株式会社大垣共立銀行	1,210
株式会社りそな銀行	1,127
株式会社群馬銀行	982

## II. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794, 524, 668株
2. 発行済株式の総数 207, 679, 783株
3. 株主数 5, 789名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人田口福寿会	24,818 <sup>千株</sup>	12.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,804	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,647	3.88
株式会社十六銀行	6,538	3.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.71
日野自動車株式会社	4,359	2.21
株式会社大垣共立銀行	4,065	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,522	1.79
アドニス株式会社	3,299	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,153	1.60

(注)持株比率は自己株式(10,439,226株)を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成29年3月3日に導入いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(額面総額100億円)の当事業年度末日における概要

区 分	2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(2013年9月30日(ロンドン時間)発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1,482円10銭
新株予約権を行使することができる期間	2013年10月14日から2018年9月17日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の状況(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	田 口 義 隆	
代 表 取 締 役	田 口 隆 男	事業推進部担当(自動車販売・関連事業)
取 締 役	大 塚 委 利	対外事業担当
取 締 役	神 谷 正 博	事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼 不動産開発部担当
取 締 役	丸 田 秀 実	国際戦略室担当
取 締 役	古 橋 治 美	総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
取 締 役	野 津 信 行	財務IR部担当兼経理部担当
取 締 役	棚 橋 祐 治	
取 締 役	上 野 健 二 郎	
常 勤 監 査 役	熊 本 隆 彦	
常 勤 監 査 役	寺 田 新 吾	
監 査 役	加 藤 文 夫	
監 査 役	笠 松 栄 治	

(注)1. 平成28年6月28日開催の第95回定時株主総会において、新たに野津信行氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 平成28年6月28日開催の第95回定時株主総会において、取締役に選任されました田口義嘉壽氏は平成28年9月22日に死去いたしました。

3. 棚橋祐治および上野健二郎の両氏は、社外取締役であります。

4. 加藤文夫および笠松栄治の両氏は、社外監査役であります。

5. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノー通関株式会社、岐阜日野自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役を兼務し、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の12.58%を保有する筆頭株主であります。
- ・取締役田口隆男氏は、トヨタカローラ岐阜株式会社の代表取締役会長、岐阜日野自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役神谷正博氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。

- ・ 監査役熊本隆彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノール情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - ・ 監査役寺田新吾氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、西濃エクスプレス株式会社、セイノール通関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、セイノールエンジニアリング株式会社、株式会社セイノール商事の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - ・ 社外役員の重要な兼職の状況については、次頁4.社外役員に関する事項に記載しております。
6. 監査役寺田新吾、加藤文夫および笠松栄治の3氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・ 監査役寺田新吾氏は、当社入社以来経理部に在籍し、経理業務を担当してまいりました。
    - ・ 監査役加藤文夫氏は、税理士の資格を有しております。
    - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
  7. 当社は、取締役棚橋祐治および上野健二郎の両氏ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## 2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役棚橋祐治および上野健二郎ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の4氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 3. 取締役および監査役の報酬等の総額

### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2)	59百万円 (12)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	34 (1)
合 計	14	93

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成元年7月28日開催の第68回定時株主総会において月額250万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第83回定時株主総会において月額400万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額350万円(取締役分300万円、監査役分400万円)が含まれております。

(2) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は100万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役上野健二郎氏は、上野・花里法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役加藤文夫氏は、加藤文夫税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役棚橋祐治氏は、K&Oエナジーグループ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役加藤文夫氏は、西濃運輸株式会社および岐阜日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、株式会社ヒマラヤの社外取締役およびイビデン株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社の監査役を兼務しております。なお、同社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

#### ① 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（12回開催）		監査役会（8回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	棚橋 祐治	12回	100%	—	—
取締役	上野 健二郎	11	92	—	—
監査役	加藤 文夫	12	100	8回	100%
監査役	笠松 栄治	12	100	8	100

#### ② 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役棚橋祐治氏は、産業エネルギー事情についての見識が高く、燃料費の実態や今後の趨勢等について、適切かつ有意義な提言をされています。また、経営者としての観点から、事業計画やM&Aに対する具体的なアドバイスをされています。
- ・取締役上野健二郎氏は、法解釈や企業コンプライアンスのあり方等に関し、弁護士としての専門的見地から適切な助言・提言をされています。特に、業務提携等の契約に関して細部に至るまでアドバイスをされ、齟齬の無い契約締結に尽力されています。
- ・監査役加藤文夫氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされています。監査役会においては、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な提言をされています。また、税務面に限らず、昨今の企業不祥事等を鑑みた提言をされています。
- ・監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされています。監査役会においては、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な提言をされています。また、財務会計面に限らず、その幅広い知見から様々な指摘、提言をされています。



## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	139百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	185百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務および税務デューデリジェンスに係る委託業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。
4. 当社の重要な子会社のうち、西濃運輸株式会社および関東運輸株式会社は、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制の決定内容は以下のとおりです。

#### ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役がその職務執行に際して法令・定款を遵守し、その徹底に努めることが継続的な事業発展に資する礎の一つであると捉え、こうした企業理念が全社内に浸透するように努めている。そして、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制として、企業理念の浸透に加え、取締役会および監査役による適切な監督・監査をその中心的な施策と位置づけているところ、これらを有効に機能させるべく、下記の取組みを実施している。

イ 社内におけるコンプライアンス教育および指導を通じ、社全体において、取締役が法令・定款を遵守し、その徹底に努めることが継続的な事業発展に資する礎となるとの企業理念を保持する機会の醸成に努めている。

ロ 全社的に影響を及ぼす重要事項については、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。

ハ 10名以内の取締役で構成される取締役会について、当社と格別の利害関係のない社外取締役2名を招聘することにより、取締役会の監督機能を強化している。

ニ 取締役の任期を1年とすることにより、株主による監督機能をより強化している。

また、下記の事項を内容とする経営管理システムをもって、当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努める。

イ 使用人が適正かつ効率的に職務の執行に当たるための準拠となる社内規則（職務権限および意思決定に関する準則）の整備

ロ コンプライアンスに対する的確な理解および実践の推進、およびこれを目的とした使用人向けの研修の実施

ハ 不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資するため、当社または顧問弁護士が窓口となる内部通報制度の採用

ニ 代表取締役社長直轄の組織体である監査室による内部監査の実践

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関わるものとして、法令によって保存・管理すべき書面等および当社の基準に照らして重要と判断される書面等については、いずれも別に規定する「文書管理規程」に従い、保存等に不備が生じないよう取扱いがなされている。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 損失の危険が現実化することの防止を目的としたリスク管理委員会を設置し、当該委員会は「リスク管理規程」に基づき、被害発生の未然防止および発生した被害を最小限に食い止めるための行動を起こす。さらに、重大なリスクと認定される損失の危険が認められる場合は、経営リスク対策本部を都度設置し、その管理にあたる。
- ロ リスク管理規程中のリスクの内容について、「リスク一覧表」としてとりまとめ配布することにより、社内において的確なリスク評価および管理が行えるよう対応している。  
また、特に品質・財務等に係るリスクについては、リスクの所在や種類等を類別化、整理のうえ「リスク管理基本方針」を明確に定め、損失の危険の管理に努めている。
- ハ 代表取締役社長の直属機関として監査室を設置し、この監査室が「内部監査規程」に基づき、社内全域において横断的な実査を展開することにより、リスク管理に遺漏のないよう対処している。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、社としての機動的な意思決定や効率的な対応を可能とすべく、以下に記載する経営管理システムを取り入れている。

- イ 効率的な職務執行（意思決定）が求められるような重要な評議を行う際は、定例の経営会議のほか電話会議を利用して即時に意思決定を行うことを可能とする仕組みを整備し、機動的な検討や審議を実現するための場を準備している。
- ロ 効率的な経営を実現すべく、計画値の設定・採算の管理を通じて市場競争力の強化を図り、年度当初に設定する計画額を指標とした業績管理を実施する。

### ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・ 月例定例報告の場において、当社の子会社代表者がその営業成績、財務状況、その他の重要な情報について当社代表者に報告する。
  - ・ 当社が定めるグループ管理規程に基づき、当社の子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 当社の子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
  - ・ 当社のグループ内企業における事業の将来設計や多額の投資等に関わる方針の作成に際しては、稟議制度により、当社においてもその適否を審査する。

- ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営が効率的に運営されるよう担当役員を配置する。
  - ・年間を通じて定期的に実施される社長会の場において、当社グループの方針、課題、施策等の共有を図り、当社の子会社の経営が当社の方針と齟齬をきたさないよう意思の疎通を図る。
- ニ 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・グループ企業を対象とした危機管理対策、不祥事防止等をテーマとする研修に参加し、当社グループ企業間相互において積極的にこれらの情報交換に努める。
- ホ その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の取締役がグループ内企業の取締役を兼務すること、または、当社が当社グループ内企業の取締役候補者を推薦すること等の人事交流を通じ、当該企業に対して適切な経営指導を行う。
  - ・当社グループにおける監査役および監査室による業務執行状況・財務状況等の報告、監査の実施実態の報告については、社内のほか当社グループ企業間にまたがり行う。

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査室は、内部監査機関としての役割を果たすことにとどまらず、監査役（会）との協議に基づいて監査役から要望を受けた事項についても調査等を実施し、その結果を監査役（会）に報告する。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

- イ 前号の監査役職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役員および使用人に周知徹底する。
- ロ 監査室の室員が前号の調査等を実施している場合においては、その調査等に関しては取締役または監査室長の指揮命令には服さず、取締役または監査室長は、同調査等の実施を妨げてはならない。また、同室員の人事異動や処遇等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

**⑧ 当社の監査役への報告に関する体制**

- イ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- 取締役および使用人は、別に制定する「監査役（会）への報告手続き等に関する規程」に従って監査役（会）に報告する。報告すべき事項は、以下のとおりとする。

- i 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ii 毎月の経営状況として重要な事項
  - iii 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - iv 法令・定款に違反する行為に関する事項
  - v その他法令遵守体制上、重要な事項
- ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
  - ・内部通報制度の担当部門は、子会社からの内部通報の状況について速やかに監査役に報告する。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役への報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

**⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役請求等に従い円滑に行う。

**⑪ その他当社の監査役監査の実効性を高めることを確保するための体制**

監査役監査の実効性を高めるべく、社内において下記の内容が取り決められている。

- イ 監査役は重要な会議に出席し、関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認等を行うことができ、何人も、監査役が監査に必要な情報を収集することを妨げてはならないものとする。
- ロ 社外監査役を含め、監査役は、監査役相互間において、一般に監査業務上適当と認められる範囲内であれば情報提供および意見交換を行うことができ、会計監査人および内部監査部門とも必要な意見交換を行うことができる。
- ハ 代表取締役を含む取締役は、監査業務に必要な十分な情報を監査役が入手することができるよう配慮し、監査役への報告や連絡が滞りなく行われるための体制整備に努める。
- ニ 当社の監査役は、監査の実施に必要と認める場合には、随時、会計監査人、弁護士、子会社の監査役等と協議を行うことができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、毎年更新される経営計画書、社長訓示、研修、通達等を通じて行動準則（倫理綱領）の全社員への浸透を図ることで、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。

また、内部通報制度を設け、社内の通報窓口に加え、社内から独立した通報窓口を設置し、実効性向上に努めております。

### ② リスク管理体制

当社は、リスク管理規定に基づき、四半期毎のリスク管理委員会を通じて、想定されるリスクの他、当社のグループ会社で実際に発生した事例からリスクについて分析評価を実施しております。

また、大規模災害を想定した安否確認訓練を実施しております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

当社は、グループ会社管理規程に基づき、月例定例報告や稟議書制度等を通じて子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。

また、監査役および監査室は子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、週次で開催される役員連絡会や四半期毎に開催されるリスク管理委員会等の重要な会議への出席や、取締役等からの業務執行の状況の直接聴取、監査室の監査結果等を通じて、取締役および使用人の業務執行状況の監査ならびに内部統制システムの運用状況について確認しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収であっても会社の企業価値や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

#### ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様の利益のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取組みを行っております。

当社は、平成26年度から平成29年度までを対象とした中期経営計画「“JUMP UP 70”～未来への変革～」において、平成28年11月の創立70周年に向かって、①磐石な事業基盤を維持・発展、事業領域の拡大、②自立型成長企業・組織・人への進化、③お客様のビジネスパートナーとなり、お客様の繁栄に寄与することを中期ビジョンとして定め、確固たる事業基盤の確立に努めてまいりました。中期経営計画の具体的な取組み項目として、当社は、主力の輸送事業では、ネットワークの安定化によるお客様への最適輸送の提供、ロジスティクス事業では、お客様の発展に寄与する物流サービスの提供、国際化への対応では、アジア緊急配送網の構築、また、自動車販売事業においては、更なる地域No. 1への挑戦、関東圏における自動車整備ネットワークの拡充等の収益拡大に向けた諸施策が挙げられます。

また、当社は、平成17年には会社分割を利用した持株会社体制への移行を行い、各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理することで、効率的かつ機動的な事業運営を実現し、企業価値の維持・向上につなげております。

更に、当社取締役会としては、社外取締役の選任、取締役任期の1年への短縮等、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社が、平成26年5月14日開催の取締役会決議および同年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提供したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために交渉を行うこと等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めています。また、買収者は、本プランに係る手続きが開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。買収者が本プランにおいて定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することができます。更に、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。



本プランの有効期間は、原則として第93回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

### ③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、本プランは、前記(2)②記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

本プランは、株主総会の承認を得たうえで更新されたものであること、独立委員会による判断を重視し、情報開示が確保されていること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間とされており、取締役会によりいつでも廃止できるものとされていること等により、合理的に機能するよう設計されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランの詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

当社ホームページ <http://www.seino.co.jp/seino/news/shd/2014/>

(2014年5月14日付 お知らせ(当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について))

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けております。

利益配分に関しましては、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした配当を実施するよう努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、各々の事業とともにCS向上（顧客満足度の向上）をベースとして中・長期的視野に立った投資を企図してまいります。

主な事業にあたる輸送事業におきましては、輸送効率の向上およびグループ共通の経営基盤整備と強化に資するトラックターミナル・流通拠点の増強、輸送車両の代替更新・増強、IT関連投資等があたります。また、自動車販売事業におきましては、販売拠点の新設、新事業・新サービスへの投資等があたります。その他事業におきましても企業体質の充実強化につながり、将来の事業展開に資する投資を適宜進めてまいります。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	232,792	流動負債	106,478
現金及び預金	76,430	支払手形	2,685
受取手形	7,691	営業未払金及び買掛金	42,274
営業未収金及び売掛金	104,959	短期借入金	2,703
有価証券	21,600	一年内返済予定長期借入金	676
たな卸資産	12,546	未払金	13,830
繰延税金資産	5,209	未払費用	14,895
その他流動資産	4,564	未払法人税等	4,079
貸倒引当金	△208	未払消費税等	6,266
固定資産	361,471	その他流動負債	19,065
有形固定資産	290,705	固定負債	106,486
建物及び構築物	91,306	転換社債型新株予約権付社債	10,015
機械装置及び車両運搬具	18,929	長期借入金	12,192
工具器具備品	2,059	繰延税金負債	2,797
土地	173,280	役員退職慰労引当金	1,643
建設仮勘定	1,294	退職給付に係る負債	73,738
その他有形固定資産	3,834	資産除去債務	2,550
無形固定資産	18,620	その他固定負債	3,549
のれん	14,698	負債合計	212,964
その他無形固定資産	3,921	(純資産の部)	
投資その他の資産	52,145	株主資本	370,834
投資有価証券	37,233	資本金	42,481
長期貸付金	230	資本剰余金	80,631
退職給付に係る資産	234	利益剰余金	260,275
繰延税金資産	9,984	自己株式	△12,554
その他投資	5,021	その他の包括利益累計額	4,364
貸倒引当金	△559	その他有価証券評価差額金	11,573
資産合計	594,263	土地再評価差額金	△113
		為替換算調整勘定	△310
		退職給付に係る調整累計額	△6,784
		非支配株主持分	6,100
		純資産合計	381,299
		負債・純資産合計	594,263

# 連結損益計算書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		567,539
売 上 原 価		502,639
売 上 総 利 益		64,899
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		37,783
営 業 利 益		27,116
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
受 取 配 当 金	575	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	296	
そ の 他 収 益	1,223	2,129
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	235	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	53	
そ の 他 費 用	48	337
経 常 利 益		28,909
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	315	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	84	
そ の 他 特 別 利 益	43	442
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	328	
減 損 損 失	221	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	82	
そ の 他 特 別 損 失	29	662
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		28,689
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,808	
法 人 税 等 調 整 額	△422	10,385
当 期 純 利 益		18,303
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		97
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		18,206

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	42,481	80,584	247,617	△9,666	361,017
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,548		△5,548
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18,206		18,206
土地再評価差額金の取崩					-
自 己 株 式 の 取 得				△2,925	△2,925
自 己 株 式 の 処 分		4		37	42
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		42			42
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	46	12,657	△2,887	9,817
当 期 末 残 高	42,481	80,631	260,275	△12,554	370,834

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	10,618	△113	△230	△6,422	3,851	6,138	371,006
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△5,548
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							18,206
土地再評価差額金の取崩							-
自 己 株 式 の 取 得							△2,925
自 己 株 式 の 処 分							42
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							42
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	955	-	△80	△361	513	△37	475
当 期 変 動 額 合 計	955	-	△80	△361	513	△37	10,292
当 期 末 残 高	11,573	△113	△310	△6,784	4,364	6,100	381,299

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>60,125</b>	<b>流動負債</b>	<b>66,626</b>
現金及び預金	21,269	短期借入金	64,498
営業未収金	7	未払金	150
有価証券	19,000	未払費用	55
未収消費税等	6	未払法人税等	1,781
未収入金	3,650	その他流動負債	140
繰延税金資産	27	<b>固定負債</b>	<b>15,250</b>
短期貸付金	16,180	転換社債型新株予約権付社債	10,015
その他流動資産	202	長期借入金	1,360
貸倒引当金	△216	退職給付引当金	64
		役員退職慰労引当金	237
<b>固定資産</b>	<b>262,003</b>	繰延税金負債	3,572
<b>有形固定資産</b>	<b>17</b>	<b>負債合計</b>	<b>81,876</b>
車両運搬具	0	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	17	<b>株主資本</b>	<b>230,494</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>6</b>	資本金	42,481
ソフトウェア	6	資本剰余金	118,001
<b>投資その他の資産</b>	<b>261,980</b>	資本準備金	116,937
投資有価証券	26,365	その他資本剰余金	1,064
関係会社株式及び出資金	234,274	<b>利益剰余金</b>	<b>82,321</b>
長期貸付金	1,332	利益準備金	4,262
その他投資	41	その他利益剰余金	78,058
貸倒引当金	△32	退職積立金	585
		別途積立金	66,448
<b>資産合計</b>	<b>322,129</b>	繰越利益剰余金	11,025
		<b>自己株式</b>	<b>△12,310</b>
		評価・換算差額等	9,759
		その他有価証券評価差額金	9,759
		<b>純資産合計</b>	<b>240,253</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>322,129</b>

# 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
営 業 収 入	405	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	8,361	8,766
営 業 原 価		40
営 業 総 利 益		8,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,133
営 業 利 益		7,592
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	60	
受 取 配 当 金	388	
そ の 他 収 益	24	473
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35	
為 替 差 損	13	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	53	
そ の 他 費 用	6	108
経 常 利 益		7,956
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	25	25
特 別 損 失		
関 係 会 社 投 資 損 失	133	133
税 引 前 当 期 純 利 益		7,848
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△94	
法 人 税 等 調 整 額	△31	△125
当 期 純 利 益		7,974

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自 己 株 式 差 益	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						退職積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	42,481	116,937	1,059	117,997	4,262	585	66,448
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	4	4	-	-	-
当 期 末 残 高	42,481	116,937	1,064	118,001	4,262	585	66,448

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	8,599	79,895	△9,422	230,951	9,078	240,029
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△5,548	△5,548		△5,548		△5,548
当 期 純 利 益	7,974	7,974		7,974		7,974
自己株式の取得			△2,925	△2,925		△2,925
自己株式の処分			37	42		42
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					681	681
当期変動額合計	2,425	2,425	△2,887	△457	681	223
当 期 末 残 高	11,025	82,321	△12,310	230,494	9,759	240,253



## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

セイノーホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 嗣平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 嗣 平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩 幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 熊 本 隆 彦 ㊟

常勤監査役 寺 田 新 吾 ㊟

社外監査役 加 藤 文 夫 ㊟

社外監査役 笠 松 栄 治 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした利益配分を基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式1株につき16円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1株につき27円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は3,155,848,912円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成29年6月29日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため独立社外取締役を1名増員し3名体制とすることとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位等	取締役会への出席状況
1	たぐち よしたか 田 口 義 隆	代表取締役社長 <input type="checkbox"/> 再任	100% (12回/12回)
2	たぐち たかお 田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） <input type="checkbox"/> 再任	92% (11回/12回)
3	かみや まさひろ 神 谷 正 博	取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (12回/12回)
4	まるた ひでみ 丸 田 秀 実	取締役国際戦略室担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (12回/12回)
5	ふるはし はるみ 古 橋 治 美	取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (12回/12回)
6	のづ のぶゆき 野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (9回/9回)
7	たなはし ゆうじ 棚 橋 祐 治	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (12回/12回)
8	うえの けんじろう 上 野 健 二 郎	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	92% (11回/12回)
9	やまだ めゆみ 山 田 メ ユ ミ	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	—

- (注) 1. 取締役候補者野津信行氏は、平成28年6月28日開催の第95回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、他の候補者と取締役会開催回数が異なっております。
2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	たぐち よしたか 田 口 義 隆 (昭和36年4月20日)	昭和60年3月 当社入社 昭和60年5月 セイノーアメリカンク出向 昭和63年1月 同社社長 平成元年5月 当社社長付部長 平成元年7月 当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室長兼西濃総合研究所長 平成3年7月 当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当 平成8年6月 当社専務取締役労務部担当 平成10年10月 当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当 平成11年6月 当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当 平成13年6月 当社代表取締役副社長経営担当 平成15年6月 当社代表取締役社長（現任） 重要な兼職の状況 関東運輸株式会社代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノ一通関株式会社、岐阜日野自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役	615,644株
2	たぐち たかお 田 口 隆 男 (昭和37年2月2日)	昭和59年4月 日清製粉株式会社入社 平成4年7月 岐阜日野自動車株式会社入社 平成7年6月 同社取締役営業副本部長 平成10年4月 同社専務取締役 平成11年6月 当社取締役営業本部担当付 平成12年4月 当社常務取締役営業本部担当 平成15年6月 当社専務取締役営業統括担当 平成17年10月 当社取締役輸送事業企画部担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社専務取締役経営担当 平成18年6月 当社取締役営業担当 平成19年6月 当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当 平成23年4月 当社取締役事業推進部担当(自動車販売・関連事業) 平成27年6月 当社代表取締役事業推進部担当(自動車販売・関連事業) 平成27年8月 当社代表取締役事業推進部担当(自動車販売・関連事業)兼経理部担当兼財務IR部担当 平成28年6月 当社代表取締役事業推進部担当(自動車販売・関連事業)（現任） 重要な兼職の状況 トヨタカローラ岐阜株式会社の代表取締役会長、岐阜日野自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社の代表取締役社長	371,853株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	かみやまさひろ 神谷正博 (昭和28年8月13日)	昭和54年3月 当社入社 昭和56年1月 中部経済連合会出向 昭和57年4月 当社四日市支店所長 昭和59年7月 当社経理部参事 昭和62年7月 道通西濃運輸株式会社（現北海道西濃運輸株式会社）取締役経営企画部長 平成3年8月 濃飛西濃運輸株式会社営業部長 平成4年8月 同社取締役営業部長 平成15年6月 同社常務取締役営業部長 平成19年6月 同社専務取締役営業部長 平成23年4月 同社代表取締役社長 平成25年6月 西濃運輸株式会社専務取締役営業本部担当 平成27年6月 当社取締役不動産開発部担当 平成28年4月 当社取締役新規事業開発部担当兼事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 平成28年4月 西濃運輸株式会社代表取締役社長（現任） 平成28年6月 当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当（現任） 重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長	5,742株
4	まるたひでみ 丸田秀実 (昭和38年3月4日)	昭和60年4月 国税庁入庁 平成4年7月 紋別税務署長 平成7年7月 札幌国税局総務課長 平成8年5月 外務省在香港総領事館領事 平成9年10月 当社入社経営企画室長 平成13年6月 当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当 平成14年3月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当 平成16年12月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当 平成17年10月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当 平成24年4月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当 平成25年6月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当 平成26年4月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当 平成26年6月 当社取締役国際戦略室担当（現任） 重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社の監査役	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	ふるはしはるみ 古橋 治美 (昭和32年4月13日)	昭和56年3月 当社入社 平成15年7月 当社エコビジネス部長 平成17年10月 西濃運輸株式会社業務部長 平成19年4月 同社営業部長中部地区駐在 平成21年4月 同社執行役員静岡三河エリア統括マネージャー 平成23年4月 同社執行役員名東エリア統括マネージャー 平成24年4月 同社取締役人事部担当(現任) 平成24年4月 当社人事部長 平成25年6月 当社取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当(現任)	8,000株
6	のつ のぶき 野津 信行 (昭和36年5月24日)	昭和60年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成26年1月 当社入社経営企画室長 平成26年7月 当社経理部・財務IR部統括部長 平成26年7月 西濃運輸株式会社財務部長 平成27年4月 同社執行役員財務部長 平成28年4月 同社取締役経理部担当兼財務部担当(現任) 平成28年6月 当社取締役財務IR部担当兼経理部担当(現任)	100株
7	たなはし ゆうじ 棚橋 祐治 (昭和9年10月13日)	昭和33年4月 通商産業省入省 平成3年6月 通商産業事務次官 平成5年6月 通商産業省顧問兼財団法人産業研究所顧問 平成7年2月 株式会社日本興業銀行常勤顧問 平成9年4月 同志社大学法学部兼大学院教授 平成9年8月 財団法人新エネルギー財団会長 平成13年6月 石油資源開発株式会社代表取締役社長 平成14年6月 SMK株式会社社外取締役 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年6月 石油資源開発株式会社代表取締役会長 平成21年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現任) 平成21年2月 シティユーワ法律事務所弁護士(現任) 平成25年4月 金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科研究科長兼教授(現任) 平成26年1月 K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役(現任) 平成27年6月 石油資源開発株式会社取締役会長 平成28年6月 石油資源開発株式会社相談役(現任) 重要な兼職の状況 K&Oエナジーグループ株式会社の社外取締役	5,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	うえの けんじろう 上野 健二郎 (昭和14年1月1日)	昭和36年4月 昭和電工株式会社入社 昭和41年4月 草野治彦法律事務所入所 昭和59年4月 上野法律事務所開設 昭和62年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成6年6月 東京トヨタ自動車株式会社社外監査役 平成13年7月 最高裁判所公平委員会委員長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年6月 王子製紙株式会社社外監査役 平成24年3月 上野・花里法律事務所代表(現任) 平成24年10月 王子ホールディングス株式会社社外監査役 重要な兼職の状況 上野・花里法律事務所の代表	0株
9	※ やまだ めゆみ 山田 メユミ (昭和47年8月30日)	平成7年4月 香栄興業株式会社入社 平成9年5月 株式会社キスミーコスメテックス(現株式会社伊勢半)入社 平成11年7月 有限会社アイ・スタイル設立代表取締役 平成12年4月 株式会社アイスタイル設立代表取締役 平成21年12月 同社取締役(現任) 平成24年5月 株式会社サイバースター(現株式会社アイスタイルビューティソリューションズ)代表取締役社長 平成27年9月 株式会社メディア・グローブ取締役(現任) 平成28年3月 株式会社I S パートナーズ代表取締役社長(現任) 平成28年9月 株式会社Eat Smart取締役(現任) 重要な兼職の状況 株式会社アイスタイル取締役、株式会社I S パートナーズ代表取締役社長、株式会社かんぼ生命保険社外取締役(平成29年6月就任予定)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事部において公正かつ厳正な審査を実施しております。
3. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者山口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社の代表取締役を兼務し、当社は両社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - (2) 取締役候補者山口義隆氏は、公益財団法人山口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の12.58%を保有する筆頭株主であります。
  - (3) その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

4. 取締役候補者のうち、棚橋祐治、上野健二郎および山田メユミの3氏は、社外取締役候補者であります。
  - (1) 棚橋祐治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり中央官界で活躍され、石油資源開発株式会社を始めとして多くの重要な職務に就かれ活躍されております。また、弁護士資格も取得されていることから、その経験・識見に合わせて法律に基づく経営の監督およびチェック機能を期待するためであります。また、第5号議案が承認可決された場合には、独立委員会委員に就任する予定であります。
  - (2) 上野健二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上野・花里法律事務所の代表を務める弁護士であり、法律上の識見に基づく豊富な知識・知見を基盤として取締役会へのアドバイスおよびチェック機能を期待するためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、法律の専門家としての長年の経験を通じて企業法務に精通しており、またこれまでの当社社外取締役としての実績を踏まえ、今後とも社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、棚橋祐治氏と同様に独立委員会委員に就任する予定であります。
  - (3) 山田メユミ氏を社外取締役候補者とした理由は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となっていたと判断したためです。また、棚橋祐治氏および上野健二郎氏と同様に独立委員会委員に就任する予定であります。
  - (4) 当社と棚橋祐治および上野健二郎の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山田メユミ氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、棚橋祐治および上野健二郎の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、山田メユミ氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者棚橋祐治および上野健二郎の両氏が、当社の社外取締役として在任する年数は、本総会終結の時をもって12年であります。
7. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、原芽由美（はらめゆみ）であります。

### 第3号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成元年7月28日開催の第68回定時株主総会において、月額25百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。但し、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり200百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。また、各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年36万株（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整することができるものとします。）以内といたします。但し、上記のとおり、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり12万株を超えない範囲での付与に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

取締役は、3年から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取扱い

取締役が譲渡制限期間中の職務執行期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間中の職務執行期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任されます取締役大塚委利氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の退職慰労金規定に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、平成28年9月22日に死去いたしました故取締役田口義嘉壽氏の退職慰労金につきましては、故人のご遺志とご遺族の強い辞退の申し出により、取締役会にてご遺志を尊重し贈呈しないことに決しましたことを申し添えます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 塚 委 利	平成15年6月 当社取締役（現任）

以上

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、下記2.「本プランの内容」記載のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策を更新することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

### 1. 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新を必要とする理由

当社が平成26年5月14日開催の当社取締役会決議および同年6月26日開催の当社第93回定時株主総会に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することとされており、

当社は、この旧プランの有効期間満了に先立ち、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。本議案は、当社定款第17条の2に基づき、本プランに記載された条件に従い、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任することにつきお諮りするものであります。

なお、上記取締役会においては、本更新につき社外取締役を含む全取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役を含む監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。

本プランは、旧プランと実質的に同内容であり、独立委員会委員3名全員を独立性を有する社外取締役としたこと以外、本更新に際しての改正点は特段ございません。

#### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

株式持合構造の解消、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、企業買収の対象となる会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収、すなわち敵対的買収が増加することが予想されます。

もとより、当社は、このような企業買収であっても当社の企業価値や株主の皆様利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価

値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

特に、当社は、多数の子会社および関連会社を抱え、輸送事業を中心に広く事業展開を行っているため、株主の皆様が、企業価値の維持・向上に向けての当社の一連の取組みを踏まえた上で、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切に判断することは必ずしも容易ではありません。また、当社の営む物流事業は労働集約産業であり、質の高い輸送サービスを提供する従業員を育成し、経営陣と従業員との間に信頼関係を築くことが必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。さらに、当社の営む事業には法令等に基づく許認可を必要とする事業も多数含まれるところ、当社の支配権を取得する者の属性等によっては、この許認可が維持できないおそれもあります。その他、当社が築き上げてきた全国の顧客、物流網やそれを支えるドライバー、取引先その他の利害関係者との間の関係等の有形・無形の経営資源を損ないかねない買収等がなされる可能性もあります。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様のご利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿ったものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式に対する大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された本新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する社外取締役から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができます。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案<sup>1</sup>を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得

---

<sup>1</sup> 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。



- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙1「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に提供していただきます。

---

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

## 記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者および買付者等を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
  - ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
  - ③ 買付等の対価の価額およびその算定根拠
  - ④ 買付者等による当社株券等の過去の取得に関する情報
  - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑥ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無およびその内容
  - ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
  - ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
  - ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求  
独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供できるよう要求することができます。

---

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>11</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

## ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の受領から原則として90日間<sup>12</sup>が経過するまで（取締役会検討期間とあわせて90日間を超えないものとします。）に、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案（もしあれば）の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

## (e) 独立委員会の勧告

上記の 절차를踏まえ、独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、買付等について発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

---

<sup>12</sup> なお、独立委員会検討期間の90日という期間は、上記に記載された独立委員会による情報収集および検討等が適切に行われるために必要な期間として設定されたものです。

- ① 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を得た場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該総会の決議に従い決議を行うものとします。

#### (g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(i)独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

## 記

### 発動事由1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

### 発動事由2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社との関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、お客様、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要<sup>13</sup>

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として<sup>14</sup>、最大1株までの範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

---

<sup>13</sup> 「本新株予約権の無償割当ての概要」の記載は、当社が一種類の普通株式（当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式と同一の種類株式をいいます。以下同じ。）のみを発行していることを前提としております。

<sup>14</sup> 当社が株式分割等を行った場合には、適宜適切な調整が行われることとなります。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者<sup>15</sup>、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者<sup>16</sup>、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者<sup>17</sup>(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由<sup>18</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

---

<sup>15</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

<sup>16</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

<sup>17</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

<sup>18</sup> 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)(が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要しません。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができますものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数<sup>19</sup>の当社株式等<sup>20</sup>を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式等を交付することができるものと、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

<sup>19</sup> 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社普通株式が対象株式数とは異なることがあります。

<sup>20</sup> 本プランにおいては、本新株予約権の取得の対価は原則として当社株式とする予定です。もっとも、上記2.(4)(d)に記載したとおり、本プランにおいては、対象株式数が1株未満となる可能性があり、その場合には、端数の処理に必要な範囲で、株式以外の財産が交付される可能性があります。



(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続

本更新については、本定時株主総会において、当社定款第17条の2の規定に基づき、本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案について株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止、修正および変更

本プランの有効期間は、本定時総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

## 独立委員会委員略歴

本プランへの更新時における独立委員会の委員は、以下の3名とします。

## &lt;社外取締役&gt;

棚橋 祐治（たなはし・ゆうじ）

## 【略歴】

昭和9年生まれ

昭和33年3月	東京大学法学部卒業	
昭和33年4月	通商産業省入省	
平成3年6月	通商産業事務次官	
平成5年6月	通商産業省顧問兼財団法人産業研究所顧問	
平成7年2月	株式会社日本興業銀行常勤顧問	
平成9年4月	同志社大学法学部兼大学院教授	
平成9年8月	財団法人新エネルギー財団会長	
平成13年6月	石油資源開発株式会社代表取締役社長	
平成14年6月	SMK株式会社社外取締役	
平成17年6月	当社社外取締役	現在に至る
平成20年6月	石油資源開発株式会社代表取締役会長	
平成21年2月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	現在に至る
平成21年2月	シティニューワ法律事務所弁護士	現在に至る
平成25年4月	金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科研究科長兼教授	現在に至る
平成26年1月	K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役	現在に至る
平成27年6月	石油資源開発株式会社取締役会長	
平成28年6月	石油資源開発株式会社相談役	現在に至る

同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## &lt;社外取締役&gt;

上野 健二郎（うえの・けんじろう）

## 【略歴】

昭和14年生まれ

昭和36年3月	東京大学法学部卒業	
昭和36年4月	昭和電工株式会社入社	
昭和41年4月	草野治彦法律事務所入所	
昭和59年4月	上野法律事務所開設	
昭和62年4月	日本弁護士連合会常務理事	
平成6年6月	東京トヨタ自動車株式会社社外監査役	
平成13年7月	最高裁判所公平委員会委員長	
平成17年6月	当社社外取締役	現在に至る
平成19年6月	王子製紙株式会社社外監査役	
平成24年3月	上野・花里法律事務所代表	現在に至る
平成24年10月	王子ホールディングス株式会社社外監査役	

同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

<社外取締役>

山田 ムユミ (やまだ・めゆみ)

【略歴】

昭和47年生まれ

平成7年3月	東京理科大学基礎工学部卒業	
平成7年4月	香栄興業株式会社入社	
平成9年5月	株式会社キスマーコスメチックス (現株式会社伊勢半) 入社	
平成11年7月	有限会社アイ・スタイル設立代表取締役	
平成12年4月	株式会社アイスタイル設立代表取締役	
平成21年12月	同社取締役	現在に至る
平成24年5月	株式会社サイバスター (現株式会社アイスタイルビューティソリューションズ) 代表取締役社長	
平成27年9月	株式会社メディア・グローブ取締役	現在に至る
平成28年3月	株式会社I S パートナーズ代表取締役社長	現在に至る
平成28年9月	株式会社Eat Smart取締役	現在に至る

同氏は、本総会における第2号議案の承認可決を条件に会社法第2条第15号に定める社外取締役に就任いたします。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、原芽由美 (はらめゆみ) であります。

以上

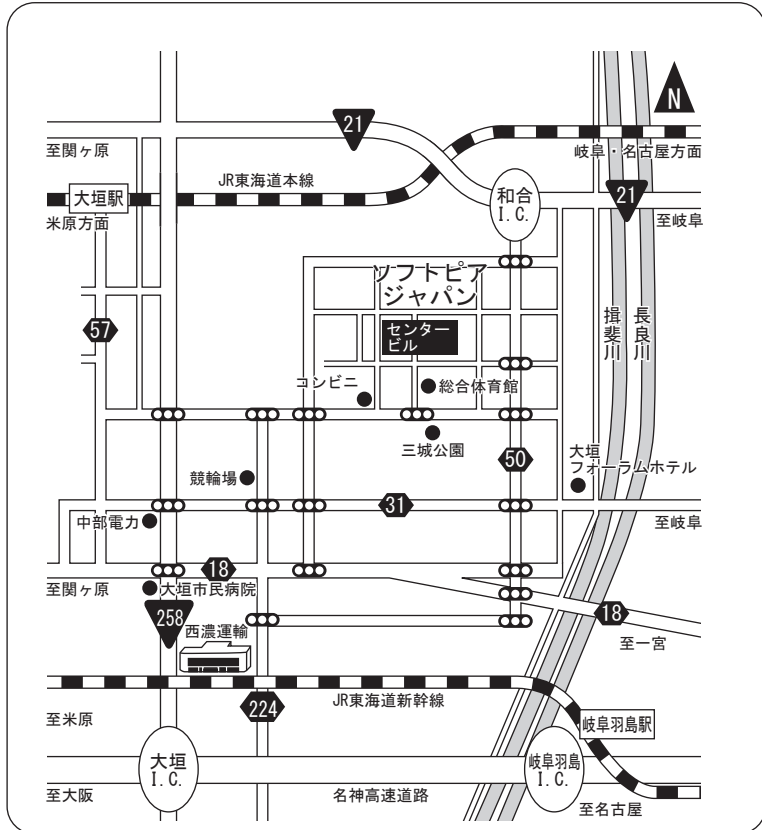
以上

# 株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目 1 番地 7

ソフトピアジャパン センタービル 3 階ソピアホール

電話番号 0584-77-1111



お車でお越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C. から	車で約20分
名神高速道路	岐阜羽島I.C. から	車で約20分
JR東海道本線	大垣駅から	車で約5分
JR東海道新幹線	岐阜羽島駅から	車で約20分